介護保険についての質問

要介護状態区分により、受けられるサービスはどんなものか?

介護保険を利用したときの料金を知りたい

実際の在宅サービス利用・施設利用・福祉用具の利用にどれくらいかかるのか?

・サービスの自己負担額はどれくらいかかるのか?

オムツの費用も介護保険で援助されるのか?

要介護状態区分により、受けられるサービスはどんなものか?

答え:在宅サービスと施設サービスのどちらもすべて受けることができます。

ただし、要支援者は、<u>痴呆対応型共同生活介護と施設サービス</u>は受けられません。

在宅サービス」

- *訪問介護 *訪問看護 *訪問入浴
 - *訪問・通所によるリハビリテーション
 - *日帰り介護(デイサービス)
 - *居宅介護支援 (ケアマネージメント)
 - * 痴呆の要介護者のグループホームにおける介護
 - *短期入所サービス (ショートステイ)
 - *有料老人ホームなどにおける介護
 - *福祉用具の貸与・及びその購入費の支給
 - *住宅改修費の支給
 - *かかりつけ医の医学的管理

施設サービス」

- *介護老人福祉施設への入所
- *介護老人保健施設への入所
- *療養型病床群・老人性痴呆疾患療養病棟・その他の介護体制が整った施設への入所

介護保険を利用したときの料金を知りたい。

在宅介護のサービスのうち、居宅サービスを利用する際には、要介護区分状態別に、介護保険で利用できる上限額 (支給限度額)が決められています。利用者負担は、原則としてサービスにかかった費用の一割です。利用限度を越えてサービスを利用することもできますが、その場合は超えた分の費用が全額利用者負担となります

ただし、日常生活費特別なサービス費も全額利用者負担となる

日常生活費とは

理美容代・教養娯楽費など日常で必要となる費用で、利用者負担が適当なものについては、全額利用者負担となります。

特別なサービスとは

遠隔地の事業者からサービスを受けた場合の 交通費や送迎費、介護保険施設での個室や、 二人部屋の室料、特別メニューの食事など です。この場合は、通常のサービスを超える分 を全額支払います。

支給限度基準額

要支援・要介護ごとに、一ヶ月の単位で定める

要支援	上限額 ¥ 61,500
要介護1	上限額 ¥ 165,800
要介護 2	上限額 ¥ 194,800
要介護3	上限額 ¥ 267,500
要介護 4	上限額 ¥ 306,000
要介護 5	上限額 ¥ 358,300

支給限度基準額

福祉用具購入費

毎年4月1日から12カ月を管理期間として、要介護状態に関係なく10万円と設定されています。

在宅改修費

要介護度等と期間に関係なく現在住んでいる居宅について定額で20万円と設定されています。

<u>転居とした場合、要介護度が著しく重くなった場合(3段</u> <u>階以上)は一回に限り再度給付を受けることができます。</u>

サービス種類	単位	利用料	自己負担額	備考
訪問介護	一回	4,020円	402円	身体介護と家事援助が 半々の程度で所要時間 一時間の場合
訪問看護	一回	8,300円	830円	訪問看護ステーション が所要時間30分以上一 時間未満で実施した場 合
訪問リハビリ		5,500円	550円	
訪問入浴介護	一回	12,500円	1,250円	看護職員 1人、介護職 員 2人で行った場合
居宅療養管理 指導		5,000円	500円	医師が行った場合

サービス種類	単位	利用料	自己負担額	備考
通所介護	回	6,450円	645円	特別養護老人ホーム等 併設型事業所で所要時間 4時間以上 6時間未 満の場合
通所リハビリ	一回	6,940円	694円	病院で、所要時間 4時 間以上 6時間未満で実 施した場合
短期入所生活 介護	1日	9,820円	982円	特別養護老人ホーム等 併設型事業所で行った 場合
短期入所療養 介護	1日	13,320円	1,332円	病院のベットを利用した 場合
グループホーム	1日	8,280円	828円	痴呆対応型共同生活介 護

サービス種類	単位	利用料	自己負担額	備考
特定施設入所 者生活介護	1日	6,830円	683円	有料老人ホーム及び経 費老人ホーム
介護老人福祉 施設	1日	8,180円	818円	食費は別に 1日 780円 の負担必要 (所得に応 じて減額措置有)
介護老人保健 施設	1日	9,210円	921円	食費は別に 1日 780円 の負担必要 (所得に応 じて減額措置有)
介護療養型医 療施設	1日	13,320円	1,332円	食費は別に 1日 780円 の負担必要 (所得に応 じて減額措置有)

サービス種類	単位	利用料	自己負担額	備考
ベッドのレンタル	一ヶ月	14,000円	1,400円	事業所がレンタル料として定めた額で変わります
車椅子のレンタル	一ヶ月	10,000円	1,000円	事業所がレンタル料として定めた額で変わります
ポータブルトイ レの購入	台	20,000円	2,000円	事業所が販売料として 定めた額で変わります
入浴補助用具 の購入	一台	20,000円	2,000円	事業所が販売料として 定めた額で変わります
手すりの取り付け	ひとつ	20,000円	2,000円	事業所が販売料として 定めた額で変わります

オムツの費用も介護保険で援助されるのか?

答え:介護保険の適応ではありません

しかし、施設サービスと、居宅サービスのうち短期入所サービスでは、介護報酬の中に含まれますので、別途おむつ代を支払う必要はありません。また、介護保険以外のサービスとして、介護用品支給事業というのがあります。

対象者:市内(相生市)に住所を有する在宅の65歳以上の寝たきりの方を介護している方で 介護保険法に基づく介護度4相当以上の方

対象世帯及び要介護世帯が市民税非課税世帯

内容 紙おむつ 尿とリパットの介護用品代を年間 10万円以内の範囲内で支給します。